

環境省「任期付き職員」の募集について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、地震、津波及び原子力発電施設の事故が複合的に発生し、各地に深刻な被害をもたらしました。

環境省では、震災の発生以降、放射性物質による環境汚染への対応や災害廃棄物の処理等に取り組んできたところですが、このたび、除染や汚染された廃棄物の処理等に係る業務を加速し、一日も早い復興や避難されている方々の早期帰還を目指し、任期付き職員を募集することとしました。

1. 採用機関（及び採用予定人数）

- ① 環境省 本省 (27 名程度)
- ② " 東北地方環境事務所 (4 名程度)
- ③ " 福島環境再生事務所 (140 名程度)
- ④ " 関東地方環境事務所 (21 名程度)

2. 勤務地

- ① 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第五号館
- ② 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎
- ③ 福島県福島市栄町 11-25 AXCビル

(※ このほか、支所（福島市、郡山市、会津若松市、南相馬市、双葉郡広野町、いわき市）へ配属することがあります。

また、任期中、業務上の都合により、異なる事務所（支所）への異動を命ずることがあります。

- ④ 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命ビル

3. 公募の内容

任期を定めた環境省職員（本省：課長補佐級、係長級相当、地方事務所：課長級、課長補佐級、係長級相当）の公募

環境省職員（行政職俸給表（一））として、採用します。

4. 業務内容、採用予定人数、必要と考えている経験等

①【本省】

- (1) 除染等の広報に関する業務・・・2名程度

〔業務概要〕

除染や中間貯蔵施設に関する広報業務に係る企画・立案、関係者との連絡調整、請負事業者の監督、広報に係る各種施策の実施並びに予算の要求及び執行業務等

〔必要と考えている経験等〕

行政に関わる広報やリスクコミュニケーションに係る業務の経験を有していることが望ましい。また、関係する省庁・団体等との調整や取りまとめ等を円滑に遂行できること、及び、福島県等における環境再生業務に理解を示し、その円滑な実施を可能とするための広報業務について責任を持って遂行する意欲を有することを求める。

(2) 除染実施計画加速化の支援に係る業務・・・1名程度

〔業務概要〕

除染実施区域における除染等の措置等の加速化に向けた現実的なプロセスや基準に関するガイドライン等の検討・策定等

〔必要と考えている経験等〕

廃棄物処理・土壌汚染対策・除染等に関わる業務の経験を有している者のほか、その経験がなくとも、現場の状況や関係者の意見等の情報整理をしつつ、除染実施計画加速化に向けた現実的なプロセスや基準策定に対して意欲のある者

(3) 除染の求償に関する業務・・・4名程度

〔業務概要〕

除染及び中間貯蔵施設に係る費用の東京電力への求償を行う際の証憑の整理、関係書類の東京電力への提供、東京電力からの疑義への対応等

〔必要と考えている経験等〕

除染及び中間貯蔵施設に関する基本的な知識を有していること。また、除染等公共工事またはこれに類する公共工事の契約手続きに係る設計・積算に関する経験または知識を有する者が望ましい。

(4) 帰還困難区域の除染及び仮置場からの搬出に関する業務・・・3名程度

〔業務概要〕

市町村の復興計画等を踏まえた帰還困難区域の除染の方針等の検討、これに付随する関係機関との調整や、除染による除去土壌等の仮置場からの搬出に係る作業方針と技術基準の検討

〔必要と考えている経験等〕

除染に関する基本的な知識を有していること、環境汚染への対応に係る政策の企画・立案等や公共工事における設計、積算、施工管理、安全管理等に関する知識・業務経験を有していることが望ましい。その知識・経験がなくとも、除染現場の状況や関係者の意見等の情報整理をしつつ、実態に即した対応策の検討に責任感と意欲を持って取り組むことができる者。

(5) 指定廃棄物等の処理推進に係る業務・・・10名程度

〔業務概要〕

指定廃棄物等を安全に集中的に管理するための処理施設整備について行う調査・工事等に関する企画立案、用地交渉・物件補償、リスクコミュニケーション、関係機関等との調整、対策地域内廃棄物の処理に係る企画立案等

〔必要と考えている経験等〕

廃棄物処理関連業務、公共工事関連業務、環境放射線測定関連業務等についての職務経験を有する者又はこれに準ずる者。なお、用地交渉・物件補償又は官庁等における用地契約等の会計業務の知見もあれば望ましい。

(6) 福島県の中間貯蔵施設の最終処分調査・研究に係る業務・・・3名程度

〔業務概要〕

除染土壌等の放射能の物理的減衰や今後の技術開発の動向などを踏まえた

- ① 国内外における関連研究及び技術開発の動向把握
- ② 研究及び技術開発の推進
- ③ 最終処分の方向性の検討・決定
- ④ 最終処分地に係る調査・調整 等

〔必要と考えている経験等〕

土木・建築・機械電気設備等や放射性物質の専門的知識を有すること及び公共工事に関する分野の経験を有していることが望ましい。とともに、誠実で他人との意思の疎通に長けている者

(7) 放射線による健康不安対策事業等に係る業務・・・4名程度

〔業務概要〕

放射線による健康不安対策事業、個人被ばく線量把握事業及び健康影響分析事業等の実施に係る福島県及び関係地方公共団体、並びに関係機関や事業者等との調整業務等

〔必要と考えている経験等〕

放射線の健康影響、又はリスクコミュニケーション（研修・教育事業、イベントの企画立案・運営等）に関する知見や業務経験がある者が望ましい。

②【東北地方環境事務所】

(1) 指定廃棄物処理関連施設の契約関係業務・・・・・・・・（2名程度）

〔業務概要〕

指定廃棄物処理関連施設の工事・役務・物品調達等各種契約に係る業務

〔必要と考えている経験等〕

官公庁における各種契約関係事務の経験又は、企業における経理事務等を通じ、契約や経理事務に関する十分な知見を有している者が望ましい。

- (2) 指定廃棄物処理関連施設工事の発注に係る設計・積算、監理・監督業務等・・・・・・・・・・ (2名程度)

[業務概要]

指定廃棄物処理関連施設の工事等の発注や契約手続きにおける設計・積算、工事現場等に係る監理・監督等

[必要と考えている経験等]

工事監理・監督や公共工事等の積算等に関する分野の経験を有している者又は、その他建築・土木系の専門的知見を有している者が望ましい。

③【福島環境再生事務所】

- (1) 除染の同意取得、用地取得等に係る調整業務・・・ (10～15名程度)

[業務概要]

除染の同意取得や仮置場の確保等に係る、土地所有者や関係自治体との調整・交渉等

[必要と考えている経験等]

用地取得業務やこれに類する経験を有することが望ましいが、こうした経験がなくとも、誠実で、他人との意思の疎通に長けている者

- (2) 仮置場の適正な管理、現場発生品の保管等に関する業務

・・・・・・・・ (若干名)

[業務概要]

仮置場の管理や仮置場の解体に伴い発生した現場発生品を着実かつ適正に行い、土地所有者や関係自治体への説明等を行う業務等

[必要と考えている経験等]

公有地等の管理業務や物品管理業務これらに類する経験を有することが望ましいが、こうした経験がなくとも、誠実で、他人との意思の疎通に長けている者

- (3) 除染等工事の発注に係る設計・積算、監理・監督等業務

・・・・・・・・ (10～15名程度)

[業務概要]

汚染等工事の発注や契約手続きにおける設計・積算や新規工種の歩掛作成、除染等工事や仮置場造成工事、仮置場を農地等に原形復旧する工事等に係る監理・監督、工事の精算業務等

[必要と考えている経験等]

土木系の専門的知見を有することが望ましく、また、公共工事等の積算、歩掛作成等に関する分野の経験を十分に有している者

- (4) 除染の実施、仮置場からの搬出に係る計画の企画・立案・調整等業務
・・・・・・・・・・ (5～10名程度)

[業務概要]

安全かつ適正な除染、線量低減効果の確認・検証及び除去土壌等の運搬に関する計画の企画・立案、除染実施後の仮置場からの除去土壌等の仮置場からの大型土のう袋等の搬出、こうした計画に関する関係自治体との調整業務等

[必要と考えている経験等]

環境モニタリング等を通じた各種事業計画の企画・立案等の業務経験や工事現場における施工管理や安全管理等に関する経験、輸送や搬出についての企画・立案又は地方公共団体や住民との調整業務の経験を十分に有している者

- (5) 廃棄物処理の推進に係る業務・・・・・・・・・・ (15名程度)

[業務概要]

指定廃棄物及び旧警戒区域・計画的避難区域にある災害廃棄物等の処理を進めるために行う、市町村、地元住民、事業者等との調整、仮置場の設置・運営、再生利用に係る企画・立案等

[必要と考えている経験等]

廃棄物処理に関わる業務の経験を有している者のほか、その経験がなくとも、現場の状況や関係者の意見等の情報整理をしつつ、適切な解決策を見出していく業務に対して意欲のある者

- (6) 建物解体に係る権利関係の確認業務・・・・・・・・ (5名程度)

[業務概要]

住民から提出される建物解体工事のための申請書類に係る権利関係の確認。

[必要と考えている経験等]

土地建物関係の法務(権利、相続、登記等)の知見を有し、これらの知見を活用して、実態に即した対応策の検討や関係者との調整を行うことができる者。

- (7) 仮設焼却炉等の建設・運転管理に係る業務・・・・・・・・ (5名程度)

[業務概要]

指定廃棄物や災害廃棄物等を焼却するための仮設焼却炉や関連施設の建設・運転に係る監理・監督業務。

[必要と考えている経験等]

焼却炉の建設・運転に係る業務の経験を有する者、またはその他機械・環境系の専門的知見を有する者。

- (8) 災害廃棄物等工事の発注に係る設計・積算、監理・監督業務等
・・・・・・・・ (10名程度)

[業務概要]

最終処分場での埋立処分業務や建物解体工事等の発注や契約手続きにおける設計・積算、最終処分場での埋立処分業務や建物解体工事現場等に係る監理・監督等

[必要と考えている経験等]

工事監理・監督や公共工事等の積算等の経験を有しているもの、またはその他建築・土木系の専門的知見を有するもの。

- (9) 中間貯蔵施設の企画・調査・設計・積算、監理・監督等に係る業務
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (45名程度)

[業務概要]

福島県内で発生する除染土壌等を安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設に係る企画・調査・工事発注や契約手続きにおける設計・積算や新規工種の歩掛作成、監理・監督等

[必要と考えている経験等]

土木・建築・機械電気設備等の専門的知見を有すること及び公共工事に関する分野の経験を有していることが望ましい。

- (10) 中間貯蔵施設整備用地に係る用地取得等に係る調整業務・・ (30名程度)

[業務概要]

中間貯蔵施設整備用地の取得等に係る、土地所有者等や関係自治体との調整・説明等

[必要と考えている経験等]

用地取得業務やこれに類する経験を有することが望ましいが、こうした経験がなくとも、誠実で、他人との意思の疎通に長けていることが望ましい。

- (11) 契約関係業務・・・・・・・・ (若干名)

[業務概要]

工事・役務・物品調達等各種契約に係る業務

[必要と考えている経験等]

官公庁における予算執行、積算書作成、入札執行、契約関係事務の経験を有し、あるいは、企業における経理事務等を通じ、契約や経理事務に関する十分な知見を有している者

- (12) 除染等工事等による事業損失に係る業務・・・・・・・・ (若干名)

[業務概要]

除染等工事、施設整備等における損失原因調査、損失額の見積もり、
補償手続きに係る業務

[必要と考えている経験等]

公共事業における事業損失に係る業務経験を有し、あるいは公共事業
における事業損失に関する十分な知見を有する者

(13) 給与関係業務、厚生関係業務・・・・・・・・・・・・・・ (2～3名程度)

[業務概要]

給与計算システムを用いた事務所職員の給与支給・諸手当認定に係る
業務、共済組合、放射線健康管理、福利厚生全般に係る業務

[必要と考えている経歴等]

給与計算システムを用いた官公庁における給与計算・支給及び各種支
払いの事務、または共済組合関係事務の経験を有し、あるいは、企業に
おいて同様な業務を通じ、これら事務に関する十分な知見を有している
者が望ましい。給与関係事務については軽微なシステムの修正に対応で
きる者が望ましい。

(14) 総務関係業務 (情報ネットワーク業務を含む)・・・・・・・・ (若干名)

[業務概要]

事務所の文書管理、人事、研修、情報公開、宿舍管理、情報ネットワ
ークなど総務全般に係る業務

[必要と考えている経歴等]

官公庁における文書管理、人事、研修、情報公開、宿舍管理事務の経
験及び情報ネットワーク業務の経験を有し、あるいは、企業における総
務業務及び情報ネットワーク業務を通じ、これらに関する十分な経験・
知見を有している者が望ましい。

(15) 広報関係業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (若干名)

[業務概要]

除染、廃棄物処理、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーション
等の広報業務

[必要と考えている経歴等]

官公庁における業務の経験を有し、あるいは、企業において広報業務
に関する十分な経験・知見を有している者が望ましい。

(16) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (若干名)

上記(1)～(15)のほか、特に秀でた経験等を有し、福島環境再生事務
所の業務に貢献できる者

① 【関東地方環境事務所】

(1) 環境保全に関する各種契約関係業務… (1名程度)

〔業務概要〕

環境保全に係る各種工事・役務・物品調達等各種契約に係る業務

〔必要と考えている経験等〕

官公庁における各種契約関係事務の経験又は企業における経理事務等を通じ、契約や経理事務に関する十分な知見を有している者が望ましい

(2) 市町村除染の推進に係る業務… (15～20名程度)

〔業務概要〕

市町村等による除去土壌等(除染により生じた土壌及び廃棄物)の処理等を円滑に推進するためのバックアップ(技術的支援・調整支援)等

〔必要と考えている経験等〕

国又は地方公共団体において、除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理、迷惑施設の設置等に係る地元・関係機関との調整等の経験を有することが望ましい(こうした経験がなくとも、新たな知識の習得・応用に支障がなく、論理的に考えて分かりやすく説明することができ、ステークホルダーとの調整に長けている者であれば可)

(3) 指定廃棄物の立入検査・処理等に係る業務… (若干名)

〔業務概要〕

指定廃棄物に係る申請対応及び立入検査、指定廃棄物の処理(地元調整、環境影響調査、最終処分場等の施設設計、収集運搬、関連する発注・管理業務等)等

〔必要と考えている経験等〕

国又は地方公共団体において、廃棄物行政、迷惑施設の設置に係る地元調整、公共事業の発注・管理のうちいずれかに携わった経験を有することが望ましい

5. 採用予定時期

平成27年4月1日を予定しています。

(状況によっては、前倒し採用なども応相談。)

6. 任用期間

任期は3年を基本としますが、業務内容やポスト等により、その範囲内で短縮となる場合があります。

ただし、その後も業務が継続し、あらためて任期付職員を募集・採用する際、

その時点で環境省任期付職員である者が応募する場合には、その者の勤務実績等を選考過程において考慮します。

7. 身分及び処遇

国家公務員として採用され、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給は、学歴、勤務経験等を考慮し決定されます。

当該給与の他、該当があれば諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

<給与等について>

(1) 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の学歴、職務経験等が考慮されます（22万円～35万円程度：一般的な例）。

(2) 条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

- ・ 扶養手当・・・扶養親族のある者に、配偶者月額13,000円、子1人につき月額6,500円等
- ・ 住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高27,000円
- ・ 通勤手当・・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1ヶ月当たり最高55,000円）
- ・ 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・・年間2回支給

8. 応募資格

(1) 以下の要件を満たす者

<要件>

ア 高等学校又は中等教育学校を卒業以上の者又は同等の能力を有すると当方が認める者であること。

イ 大学卒業後7年以上、短大卒業後10年以上又は高等学校・中等教育学校卒業後12年以上の業務経験を有する者

※具体的な業務の経験等については、「4. 業務内容、採用予定人数、必要と考えている経歴等」を参照

ウ パソコンを使った電子メールによる連絡・相談、パソコンワープロソフト（ワード、一太郎、エクセル、パワーポイント等）による文書等の作成と編集が業務において支障なく行えること。また、業務内容によっては、エクセル

による集計・表計算等、並びに、パワーポイント等による図表等の作成・編集能力が求められることがあるので、応募の際には、必ず、応募書類にこれらの能力について記載すること。

エ 公務に対する強い関心と、国民全体の奉仕者としての働く熱意を有する者

オ 任期中、継続して勤務が可能な者。

(2) 以下に該当する者は応募できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・成年被後見人又は被保佐人（禁治産者を含む）
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

9. 応募期限

平成27年1月15日（木）必着のこと。

10. 選考方法

【第1次選考】

審査方法：書面審査（履歴書、小論文による書類審査）

※書類審査の結果は、応募者全員に通知します。

【第2次選考】

審査方法：人物試験（面接試験）

※二次選考の日時、場所等は一次選考を通過した者に通知します。また、二次選考結果は、二次選考受験者全員に通知します。

場 所：環境省本省（東京都千代田区霞が関1-2-2）

又は

福島環境再生事務所（福島市栄町1-1-25 AXCビル）

11. 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

郵送のみの受付となります。

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書には写真を貼付してください。職務経歴書は、これまでの職歴を主な担当業務の内容とともに、時系列で記述してください。

※国家資格等の取得があれば、資格名、取得年月日を記載してください。

(2) 小論文

[本省]

課題：「福島復興に向けた国と地域との関係について思うこと」

又は

「応募の動機及び自分自身が発揮できると考える能力について」

又は

「放射性物質に汚染された廃棄物の処理・処分を行う際や除染等の措置等の加速化を行うに当たって、国と地域との関係について思うこと」

のいずれか一つを選択して、1,600字程度で作成してください。

[東北地方環境事務所]

課題：「放射性物質に汚染された廃棄物の処理・処分を行う際の国と地域との関係について思うこと」

について、1,600字程度で作成してください。

[福島環境再生事務所]

課題：「福島復興に向けた国と地域との関係について思うこと」

又は

「応募の動機及び自分自身が発揮できると考える能力について」

のいずれか一つを選択して、1,600字程度で作成してください。

[関東地方環境事務所]

課題：「応募の動機及び自分自身が発揮できると考える能力について」

又は

「放射性物質に汚染された廃棄物の処理・処分を行う際や除染等の措置等の加速化を行うに当たって、国と地域との関係について思うこと」

のいずれか一つを選択して、1,600字程度で作成してください。

(3) 希望する勤務地等

履歴書「本人希望記入欄」等に、必ず、希望する「勤務地」、「職務」（上記4に記載されている業務のいずれを希望するか記載すること（複数選択可））及び「希望任期」を記載してください。（採用となった場合でも、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。）

※ 応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、使用後は、当方で処分させていただきますのでご了承ください。

12. 採用方法

人事院規則 8-12 第 18 条第 2 項及び第 42 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、常勤の国家公務員として任期を定めた選考採用となります。

13. 勤務時間及び休暇

(1) 勤務時間

[本省]

9 時 30 分から 18 時 15 分まで（昼休みは 12 時から 13 時まで）。
7 時間 45 分／日（週 38.75 時間）、必要に応じ残業があります。

[福島環境再生事務所]

8 時 30 分から 17 時 15 分まで（昼休みは 12 時から 13 時まで）。
7 時間 45 分／日（週 38.75 時間）、必要に応じ残業があります。

[東北地方環境事務所及び関東地方環境事務所]

8 時 30 分から 17 時 15 分まで又は 9 時 15 分から 18 時 00 分まで
（昼休みは 12 時から 13 時まで）。
7 時間 45 分／日（週 38.75 時間）、必要に応じ残業があります。

(2) 休暇

原則として土・日曜日及び祝日等の他、年次休暇、特別休暇（忌引 等）があります。

14. 応募書類郵送先及び問い合わせ先

〒100-8975

東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省大臣官房秘書課

TEL 03-5521-8207

※ 「9. 応募期限」までに必着で郵送してください。

その際、必ず、封筒の表に「任期付職員募集（震災復興関係）」と朱書きしてください。

15. 備考

- (1) 採用内定者に選考された場合、健康診断を受診（自己負担、任意の医療機関で実施）し、その結果を提出していただきます。
- (2) 採用内定者に選考された場合、最終学歴に係る卒業（修了）証明書及び過去に在籍した会社等の在籍証明書を提出していただくことになります。
- (3) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いてる方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります。
- (4) 本公募に当たっては、今後国会で審議が予定される平成 27 年度予算などが成立することを前提にしています。